都道府県名	沿岸名	区域		摘要
		起点	終点	
愛媛	伊予灘	佐田岬	錨掛ノ鼻	
愛媛香川	燧灘	錨掛ノ鼻	三崎（三豊市）	
福岡	玄界灘	佐賀県界	北九州市西境界	
福岡大分	豊前豊後	北九州市西境界	関崎	
大分	豊後水道西	関崎	宮崎県界	
宮崎	日向灘	大分県界	鹿児島県界	
鹿児島	大隅	宮崎県界	佐多岬	
鹿児島	鹿児島湾	佐多岬	長崎鼻（薩摩半島）	
鹿児島	薩摩	長崎鼻（薩摩半島）	大崎（長島）	黒瀬戸においては黒之瀬戸大橋を境界とする。
鹿児島	薩南諸島	－	－	硫黄鳥島を除く。
熊本 鹿児島	八代海	大崎（長島）	小松崎（天草下島）	本渡瀬戸においては瀬戸大橋を境界とする。天草松島地域においては天草2号橋から天草4号橋及び合津港港湾区域西端を境界とする。三角港付近は三角港港湾区域北端を境界とする。
熊本 佐賀 福岡 長崎	有明海	長崎鼻（天草下島）	瀬詰崎	本渡瀬戸においては瀬戸大橋を境界とする。天草松島地域においては天草2号橋から天草4号橋及び合津港港湾区域西端を境界とする。三角港付近は三角港港湾区域北端を境界とする。
熊本	天草西	小松崎（天草下島）	長崎鼻（天草下島）	
長崎	橘湾	瀬詰崎	野母崎	
長崎	西彼杵	野母崎	西海橋（西海市側）	
長崎	大村湾	西海橋（西海市側）	西海橋（佐世保市側）	
長崎佐賀	松浦	西海橋（佐世保市側）	福岡県界	
長崎	五島･壱岐･対馬	－	－	
沖縄	琉球諸島	－	－	硫黄鳥島を含む。

7-2 海岸事業の概要

直轄海岸位置図（国土交通省水管理・国土保全局）

●：直轄海岸保全施設整備事業　１２事業　（海岸法第６条）
★：直轄海岸維持管理事業　１事業　（海岸法第３７条の２）

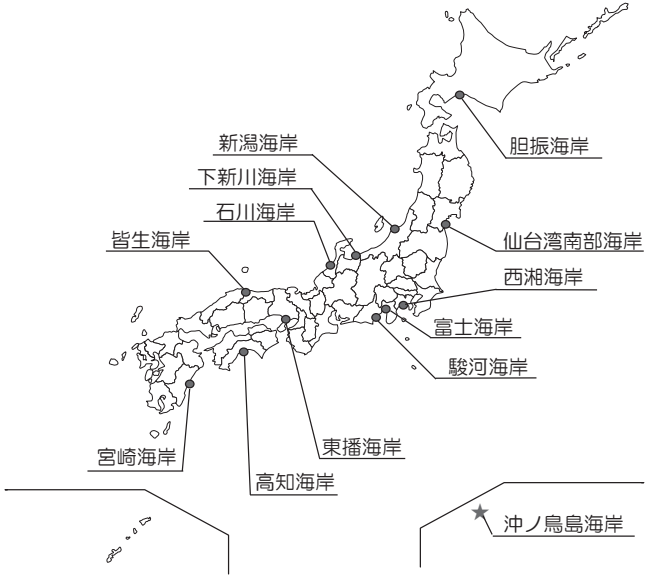

○海岸法第６条
以下に該当する場合において、海岸管理者に代わって海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を実施することができる。
１　工事の規模が著しく大であるとき
２　工事が高度の技術を必要とするとき
３　工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき
４　工事が都府県の区域の境界に係るとき

☆海岸法　第３７条の２
国土保全上極めて重要であり、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸で政令で指定したものに係る海岸保全区域の管理は主務大臣が行うものとする。